

令和5年度第1回刈谷市空家等対策協議会 議事録

日 時	令和6年1月24日（水）10時00分～11時00分
場 所	刈谷市役所5階 503会議室
出席者	〔構成員〕 野澤英希会長、寺町晋二郎委員、早川孝昭委員、稲垣一幸委員、 塚本正二委員、深谷光秀委員、深谷由美子委員、 近藤智展副市長（職務代理者）
	〔事務局〕 建設部長 齊藤昭久、建築課長 神谷明治、 建築課長補佐兼住生活係長 二宮永直、担当職員2名

1 会長あいさつ

2 議題

(1) 令和5年度業務の報告について

事務局 議題（1）について説明。

会 長 ご意見やご質問があればお願いいたします。

委 員 空家等の有効活用の空家除去費補助について、該当しなかった主な理由は。

事務局 ケースバイケースではございますが、評点を積み重ねていって50点以上が補助の交付対象となるため、破損部位がない場合やそこまで荒廃してないような空き家が申請され、補助の対象にはならない状況がありました。

会 長 他にご意見などもないようですので、議題（1）について、承認してよろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

会 長 本件を承認します。

(2) 空家等対策特措法一部改正の概要について

事務局 議題（2）について説明。

会 長 ご意見やご質問があればお願いします。

委 員 所有者不明時の徴収とあるのですが、どなたに対して徴収をするということなんでしょうか。また、判決なしとはどういうことでしょうか。

事務局 まずは所有者に請求するのが原則となりますが、所有者不明時は財産管理制度にて費用の徴収を行うこととなります。なお、今回の改正で後に所有者が判明した場合は、判決なしで所有者から費用を徴収することができます。

- 委員 空家等活用促進区域というのは定める予定はあるんですか。
- 事務局 まちづくりの観点からも、別の部署がございますのでそちらと協議の上、必要があればこちらからお示し、本協議会で区域指定について協議いただきたいと思っています。
- 委員 特定空家等に該当する物件はなかったということですが、管理不全空家等に該当するような空き家は結構あるのでしょうか？
- 事務局 国の方から示されているガイドラインに基準が示されており、どのようなものが管理不全空家等に該当するのかわかりやすく示させていただき、該当する物件がある場合は本協議会で、協議いただきたいと思っています。
- 委員 空家等管理活用支援法人の指定数が施行後 120 法人とあるが、刈谷市の目標数値ですか。
- 事務局 全国の数値となります。特措法改正によって、例えばマンパワーが足りないような自治体の代わりに相談に乗ったりするような形になるものと思われます。
- 委員 文化財的な価値あるもので、普通の空き家としてみればもう壊してもいいんじゃないかということがあるんだけど、古民家活用の形で活性化の考えも必要じゃないかなと思いますけどどうでしょうか？
- 副市長 公費を使って活用するという事は、なかなか難しいですが、景観上や文化的価値の観点から保存すべきものは、文化観光課等で検討しております。
- 委員 財産管理人による空き家の処分で、他市では空家で相続放棄となって所有者がいないケースあり、対応の相談があったのですが、刈谷市においてはどのようなケースはあるのでしょうか。
- 事務局 今のところはそのような事案はないですが、今後そのような事例がある場合は参考にさせてさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
- 会長 他にご意見などもないようですので、議題（2）について、承認してよろしいでしょうか。
- 委員 （異議なし）
- 会長 本件を承認します。

### (3) 刈谷市空家等対策計画の改定について

- 事務局 議題（3）について説明。
- 会長 ご意見やご質問があればお願いいたします。
- 会長 ご意見などもないようですので、議題（3）について、承認してよろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

会 長 本件を承認します。

(4) その他

会 長 その他、全体を通してご意見などがあればお願いします。

委 員 空家除去費補助の該当しないものについて、木造住宅の耐震事業で解体補助があると思うんですが、そちらを利用することは可能ですか。

事務局 木造住宅の解体補助は、生命や財産等を守る観点から居住していることを優先しています。防災上の観点からも、また、空家を利活用する場合にも、実際耐震性が必要となりますので、今後検討の必要性はあるかと思えます。

事務局 委員の任期は3年と定められており、本年の6月30日までが任期となっております。引き続き委員のお願いをしたく、今後ともご協力のほどよろしくお願ひいたします。

3 閉会